

# 鳥獣捕獲 252件が虚偽

## 霧島市検証 29人、報償費241万円

霧島市から任命されて、イノシシなど農産物に被害を与える有害鳥獣を捕獲する従事者が、虚偽の報告をして報償費を過大に受け取っていた問題で、市は29日、検証結果を市議会に報告した。2013年度から16年度までの4年間で29人による252件（頭）を虚偽と認めた。不正は市内5地区すべてに及び、虚偽報告による報償費の額は241万8200円に達した。

市によると、昨年度初めに提出された個体写真の一部に虚偽が疑われるものがあり、調査を開始。16年度までの4年間に165人から出された1万1327件の捕獲実績報告書について、同一個体で複数の報告が提出されていないか▽デジタル写真に合成や加工が施されていないかなどを検証した。さらに捕獲従事者への聞き取りなどを進めてきた。

その結果、29人の252件（頭）分を虚偽報告と認定。29人を捕獲従事者の資格停止処分にした。期間は虚偽報告が複数件の19人を1年間、1件の10人を2ヶ月間とした。

市は今後28人に、支払いを保留している昨年度の46万8千円（39件）を除く195万200円（213件）の返納を求める。国庫補助分の92万9千円は国に

返還する。

再発防止策として、有害鳥獣捕獲報償費交付事務取扱要領を制定。これまで3ヶ月に1回だった捕獲確認を30日間に1回とし、個体写真的撮影方法も頭部を右側に限定するなど厳しくする。市の担当者も1人から2人以上に増やす。

虚偽の疑いが強いものの、本人が認めていない1人（件数9件、報償費10万8千円）は刑事告発を検討するという。

検証結果を説明した川東千尋・農林水産部長は「二度とこのような問題が起きないよう、適正で効率的な運用に努めたい」と話した。

（大久保忠夫）